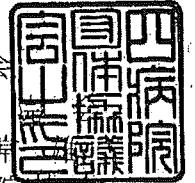


平成 24 年 2 月 17 日

厚生労働省
保険局長 外口 崇 殿

四病院団体協議会
社団法人 日本病
会 長 堀 常
社団法人 全日本病院協会
会 長 西澤 寛 俊
社団法人 日本医療法人協会
会 長 日野 頌 三
社団法人 日本精神科病院協会
会 長 山崎 學



国家試験新規合格者の診療報酬における取り扱いについて

現在、施設基準上の人員要件は、国家試験に合格したうえで必要書類と共に免許申請を行い、名簿登録が完了しなければ有資格者として取り扱えない状況にあります。多くの医療系資格の国家試験合格発表は 3 月中にあるものの、手続きを経て名簿登録される時期は迅速に免許申請を行ったとしても、4 月もしくは 5 月になってしまいます。

多くの医療機関では、国家試験新規合格者の採用を 4 月 1 日としておりますが、欠員後の補充のための採用もあり、上記により採用と同時に有資格者としての取り扱いができない場合、施設基準が一時的に満たせなくなる場合が生じるため、継続した医療の提供が不可能となり、患者にとって不利益となっております。

このことにより、継続的な医療の提供を行うために一定の条件の下、国家試験新規合格者を有資格者として取り扱いができるよう、下記の通り要望いたします。

記

国家試験新規合格者を採用する医療機関は、免許申請に用いるための必要書類を精査したうえで名簿登録への適合を確認できた場合、正規の名簿登録が完了するまでの間、診療報酬における施設基準上有資格者として取り扱えるものとする。

以上